

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 令和元年11月20日（水）午後3時00分から午後4時57分まで

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 青 沼 潔（横浜地方裁判所第2刑事部部総括判事）

裁判官 鈴木 紫 門（横浜地方裁判所第2刑事部判事補）

検察官 加 藤 和 宏（横浜地方検察庁検事）

弁護士 水 上 裕 嗣（神奈川県弁護士会所属）

裁判員経験者1番 60代 男性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 20代 女性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 40代 女性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 40代 男性 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 30代 男性 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 50代 男性 （以下「6番」と略記）

（記者クラブ記者 1名）

議事要旨

（司会者）

本日は、御多忙のところ御参集いただきまして、ありがとうございます。ただいまから裁判員経験者と法曹三者の意見交換会を始めます。まず、この会の趣旨について一言申し上げます。本年5月で裁判員制度は施行されてから10年を迎えるということで、当裁判所におきましても数多くの裁判員裁判が実施され、事例や経験が蓄積されております。法曹三者の立会いのもとでできるだけ多くの裁判員経験者の方々から御意見、御感想を伺い、意見交換する機会を設けることで今後の制度の運用の参考にさせていただきたいと思っており、本会もそのような、おおむね1年に6回ほど開催いたしております。裁判員経験者の皆様方、本日は6名の方々に御参加いただきました。お忙しい中御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

す。是非この会の趣旨を踏まえまして、率直な御意見、御感想を頂戴できればと思っております。また、本日は法曹三者にも参加していただいておりますので、まず自己紹介を順次お願いしたいと。まず裁判所からということで、鈴木裁判官、どうぞ。

(裁判官)

裁判官の鈴木紫門と申します。私は、第2刑事部で刑事事件を主に担当しております。今裁判官になって約1年11か月経つんですけれども、裁判員裁判については15件弱位をやってきたところでございます。いろいろな事件、いろいろな裁判員の方々と毎回お会いしていろいろなお話をするんですけれども、毎回いろいろな視点から幅広い視野を提供していただいておりますので、今日は是非皆様と裁判員裁判のことについていろいろと今後裁判員をされる方に向けていい発信ができたかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(司会者)

それでは、検察庁から加藤検察官、よろしく申し上げます。

(検察官)

検察官の加藤と申します。横浜に来まして2年目になります。横浜に参りましていろいろな裁判員裁判を担当させていただいているところでございます。今日は、皆様の貴重な御意見を伺って更に研さんを積んで参りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(司会者)

それでは、弁護士会から、どうぞ。

(弁護士)

弁護士の水上と申します。私は、神奈川県弁護士会の刑事弁護センターというところに所属しております。弁護士になって6年目になるんですけれども、裁判員裁判の担当件数は決して多いわけではないんですけれども、裁判員裁判を経験する度に、判断をされる裁判員の皆さんがどういうふうに見ているのか、あるいはどうい

うふうに見せていかなきゃいけないのかというところがいつも気になって、いつも自分なりに工夫しているところですけども、今日は実際に経験された方々の生の意見を伺って今後の裁判員裁判に役立てたいと思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

(司会者)

ありがとうございました。申し遅れましたけれども、私本日の司会を務めさせていただきます横浜地方裁判所第2刑事部の裁判長の青沼と申します。どうぞよろしく願いいたします。平成28年8月にこの横浜地方裁判所に着任しまして、約3年ちょっと裁判員裁判を担当して参りました。それ以前には、静岡地方裁判所の浜松支部で3年間裁判員裁判を経験させていただいております。先ほど鈴木裁判官が言われたとおり、それまで裁判官だけでやっていた時代と違いまして、裁判員の皆さんからいろいろ経験や常識を踏まえた様々な観点からの御意見を頂戴して、刑事裁判がより良くなってきていることを日々実感しているところでもあります。是非今日の機会を通じてそういう裁判員裁判のいいところがもっとどんどん伸びていくようになればいいなというふうに思っております。どうぞよろしく願いします。それでは、意見交換に入りますが、本日の大まかな進行についてですけども、まず1番さん、2番さん、3番さんということで、順次それぞれ御経験いただいた裁判員裁判についての全般的な感想、裁判員になった時と、それから実際に職務を全うした時とで何かお気持ちには違いがあったのかということについて伺いたいと思います。その次に、今回6名の皆さんが御担当いただいた事件はいずれも事実関係や責任能力が争われている事案ではなくて、主に量刑が争点となった事案ということになりますので、そういう量刑が主に争点となった事案における法廷での審理の在り方、評議の在り方、主にこの二つの面で何か課題があったかどうか、率直な御感想、御意見をいただければと思います。それから、3番目に、先ほど鈴木裁判官からもお話がありましたとおり、今後裁判員となられる皆さんに対するメッセージやエールなどございましたら、是非お話をいただければと思っております。適宜御参

加いただいております法曹三者の方々からも御質問いただければと思います。それでは、早速意見交換ということで、まず第1のテーマで、裁判員を経験しての全般的な感想についてそれぞれ順次伺いたいと思います。皆様が裁判員に選ばれた時、それから実際に裁判員として職務を全うした時、御自身のお気持ちで何か違いがあったんでしょうかというところ、その他全般的な感想について、何でもよろしいので、率直なところをお聞かせいただければと思います。それでは、1番の方からよろしく願いいたします。

(1番)

選ばれた時は、まず通知が来た時にびっくりしました。それで、通知の内容を見てある程度断れるのかなと思ったら、断れる理由が少ないということで、来ましたところ、集まった人数の中からまた絞られてという形で、その選ばれた時が何かあつけない抽選の仕方だったと。機械でこうやって選ばれたというのがありましたから、何か選ぶ方法がおもしろいなという感じはしました。それで、私なんかももう本当の素人で、法律とかそういうものは全然分からなかったものですから、本当にできるのかなという気持ちがありました。でも、やってみて、ある程度裁判官とか、その付属する人達にいろいろと教わりながらやったので、どうにか全うできたかなという気がします。私にとっては、こんな経験というのは、もうこのいい歳になっていますから、もう今後はないと思いますけど、ああ、こういうことをやったのか、本当に良かったという気持ちは今でも持っております。私の担当した刑事事件についても結論的にそれが本当に正しかったのかなという疑問は最後まで持っていました。だから、これからやるとしたら、裁判員を選ぶ方法がもうちょっと何か改善された方がいいかなという気がしましたけどね。

(司会者)

具体的にこういうふうに方法を変えた方がいいとかありますか。

(1番)

いや、そういう方法というのはあまり考えていないけど、集まった中から選ぶと

いうときに、やっぱり私のときも四、五十人ぐらいいたと思うんですけど、集まって、その中から選ぶときに何かあっけない、パソコンでぽん、ぽん、ぽんってやって何番、何番という番号で選ばれるというのがどうかなと。そこら辺の感想はありましたね。

(司会者)

率直な御意見ありがとうございました。すみません、申し遅れましたけど、1番さんの担当された事件は、暴力団員である被告人が暴力団組織から仕入れた覚せい剤や大麻を有償で譲渡することを業とした事案とか、それから覚せい剤や大麻をかなりの数量を営利目的で所持したり、それから自らも覚せい剤を使用したり、あと暴力団の組長から形見として譲り受けた拳銃実包9個を売却目的で所持していた、そういう事案でしたよね。

(1番)

ええ、そうです。

(司会者)

その事案に即して後ほど具体的な御意見を伺えればと思います。ありがとうございました。それでは次、2番の方が担当された事件は、被告人が暴力団組長や組員と共謀して、家賃を滞納した被害者を組事務所内で手錠をかけて縛りつけたりして約9時間逮捕、監禁し、殴る蹴るの暴行を加え出血性ショックにより死亡させたという逮捕監禁致死と、覚せい剤の自己使用といった事案でしたよね。裁判員に選ばれた時と実際に裁判員として職務を全うした時とでの気持ちの変化とか何かありましたでしょうか。

(2番)

抽選の日がちょうど1年前の今日、11月20日だったんですけども、もともとホームページで裁判員裁判の日程とかを見たときに、恐らくこれだろうなという日程の罪名が今あったように傷害致死とか覚せい剤という、ちょっと怖いなという、今までそういった人と関わりがなかったので、怖いなという思いがありながら抽選

に来たことを覚えています。その中で抽選で選ばれて、実際に裁判員をやってみたら、確かに話の内容としては本当にテレビとか本でしか聞いたことがないような話ばかり出てきたんですけれども、でもその中でも評議の時間はしっかりと皆で事実を確認して話を進めていくということができましたし、傍聴席にもちょっとその関係者のような方もいたような気はするんですけれども、そういったことも必要以上に気にすることがなく、皆で話し合っただけだと思っております。本当に今までにない経験でしたし、この裁判員をやったことがきっかけで、自分もたまたま用事があって裁判所に来たときに別件を傍聴したりとか、周りの人に話したりとか、すごくいい経験になっているなと思っております。

(司会者)

ありがとうございました。評議ではいきなりばんと結論を出すのではなくていろいろ、事実を丁寧に議論して、それで結論を出すという、そんな感じだったんですかね。

(2番)

はい。

(司会者)

それまで予想していた評議とは何か違っていましたか。

(2番)

思ったよりも時間をかけてやっていただけたという印象があります。ふだんの仕事はもっとスピーディーな業務を行っているので、そうではなくてしっかりと考えながら話し合いができたのではないかなと思っております。

(司会者)

ありがとうございました。続きまして3番の方ですけれども、3番の方が御担当いただいた事件は、精神障害者の支援施設に入所していた被告人が施設の職員から何度か名前を呼び間違えられたことについて嫌がらせをされていると考えて、怒りを募らせて果物ナイフで頭を切りつけたり、背中を刺したりしましたが、未遂に終

わったという殺人未遂と銃砲刀剣類所持等取締法違反，そういうような事案でしたね。同じ質問ですけれども，裁判員になった時と実際にお務めいただいた後とで何か感じ方が違ったかどうかということですが，いかがですか。

(3番)

まず，選ばれるまでの段階で，割と丁寧に，証拠品を見ても大丈夫ですかとか，傷口とか血とか見ても大丈夫ですかという細かい質問がたくさんあったので，それである程度駄目な方と大丈夫な方が分けられていって，ふるいにかけてられるというか，そういうのがあったことは良かったと思いました。駄目な方は駄目と書けるので，そういう意味では最終的な抽選になる時に人数が随分減っていたので，丁寧に選別してここに来たのかなという印象は受けました。それと，実際に裁判員をしてみても，知らないことを一つ一つとても丁寧に説明してくださいましたし，自閉症スペクトラム障害ということに対して自分も，裁判期間1か月ぐらいあったんですけど，その間に本を読んだりとか，勉強になることもたくさんあったんで，考える時間も割とあったと思います。なので，丁寧に考えて，量刑を考えたときに，最後，すっきりという言い方は良くないかもしれないですけど，自分の出した結論を気持ち良くというか，これで良かったと思って最後出ることができたので，良かったなと思いましたし，その後いろいろな事件をテレビやニュースや新聞で見て，これからこの事件を担当される人は大変だなとか，どういう考えになるのかなとか，そういう見方が随分変わって，子供が二人いるんですけど，2年前にこれを担当して，その後，昨年夏，小学生対象の体験が地方裁判所であるんですけど，それに参加申込をして，小学生の子供に教えましたし，今年は中学生の子供を連れてきて実際に裁判の傍聴をさせて，すごく勉強になったので，随分と意識が自分の中では変わりました。

(司会者)

ありがとうございます。先ほどいろいろショッキングな，傷とか，そういうものについて丁寧な説明があったということですけど，3番さん御自身は結構そういう

不安はありましたか。どんな証拠が出てくるんだろうみたいな感じで。

(3番)

それに対しても、実際の写真は出しませんとか多分書いてあったような気がするんです。なので、大丈夫かなと思えるような説明が書いてあったので。あと、実際に殺人未遂だったので、まだ大丈夫かなって。生きていらっしゃるから、大丈夫かなと思って、判断しました。

(司会者)

では、その不安はある程度解消されたということですかね。

(3番)

そうです。判断材料がすごくたくさん用意されていた印象もあります。

(司会者)

はい、ありがとうございます。それでは、4番の方ですけれども、4番さんに担当していただいた事件は傷害致死の事案でした。同居する認知症のような症状が見られた当時82歳のお母さんに対して失禁を繰り返すことを注意したところ、その言動を聞き入れないお母さんの態度に激高して、ソバ殻枕を数回投げつけて頭部付近に命中させるなどして急性硬膜下血腫の傷害を負わせて死亡させたと、そういう事件を御担当いただきました。同じ質問ですけど、裁判員に選ばれた際と、実際にお務めいただいた後とで何か気持ちの変化とか違いがありましたでしょうか。

(4番)

裁判員になる前は裁判所にも来たことないというか、幸いにして、ただちょっと遠い世界というか、自分とは離れたところなのかなというふうに思っていました。なので、逆にこういう裁判員の方という案内が来た時には、知らないところだったんで、良かったなと思って、積極的に参加したいと思って、たまたま当選というか、裁判員になれましたんで、本当に内実に入って行って、こういうものが裁判なんだというのを分かったというのは、すごく自分としては良かったなと思っています。当然裁判ってこういうふうに構成されていますよとか、あくまでもその裁判の

公判の中であった証拠，これに基づいてちゃんと判断して，ほかの予断を許さずにそこでちゃんと審議していくんですよとか，そういったところから教えていただきながら，あと裁判員も何名か一緒にやるんですが，それぞれ皆さんの生活の場が違うから観点も違うし，注意して見ているところ，やっぱり結果の重要性みたいなどころだとか，酌量とか，様々な観点というのを皆で話し合っ，トータルとしてこれが一番公平なのかなというところを議論し尽くせたというのは良かったですし，こういうプロセスを経て裁決されていくんだなということが見れて，司法に対する安心感というか，こういうふうには公平って保たれているんだなということが分かったということで，自分にすごく近づけたかなというところが一番大きいです。あと，裁判員に携わった方がたまたま僕の周りにはいなくて，そういう話もなかったんですが，今回僕が経験したことに基づいて，家族もそうですし，同僚とかも，こういうことがあるから，もしそういうのがあれば積極的に参加した方がいいよというようにお話もできるし，本当に今回参加できたというのは自分としては良かったなというふうに思いました。

(司会者)

ありがとうございました。それまでの裁判所とか裁判に対するイメージというのは結局変わった感じですか。

(4番)

そうですね。さっき言ったようにあまり身近ではなかったというか，接点がなかったんで，特に，裁判員制度というのもあるということは知っていたんですが，あるよという事実を知っているだけで，あまり身近なものとしてそういうことが起きているというのは分からなかったのですが，実際に参加して，本当に近くなったなという感じはしました。

(司会者)

ありがとうございました。それでは，5番さんの御担当いただいた事案は，アルコール依存症で入院していた被告人が，被告人の生活態度に嫌気が差した交際相手

から別れ話を持ち出されたこととか、再度入院しなければいけなかったといったことから、交際相手の女性を殺害して自分も自殺しようと考えて放火目的で住居侵入して、被害者女性に灯油を撒いて接触性皮膚炎の傷害を負わせ、この建造物にも放火したと、そういう住居侵入、傷害、現住建造物等放火と、そういう事案でしたね。同じ質問ですけど、この事件について裁判員に選ばれた時と実際にお務めを終えられた時とで感じ方、印象が違った点、もしあればおっしゃっていただければと思います。

(5番)

私が感じたことですが、裁判所の方々に対するイメージが変わったのが大きかったと思います。実際に経験する前まではどうしてもテレビのイメージが強かったので、どちらかというとお堅い方が多いのかなと、そういったイメージがあったんですけども、実際に接した方々がとても感じが良くて、柔和な印象を受けました。最初に不安があったんですけども、接した方のおかげで不安が解消したのが結構大きかったかなと思いました。あと、身近な話を結構してくださって、コンビニに普通に行きますとか、あと下積み時代のお風呂、寮がすごく古くてひもじい思いをしたとか。私のイメージは、お金持っていそうなイメージがあったんで、新幹線とか普通に、電車なんか絶対使わないんだって思っていたんですけど、電車通勤普通にするんだよとか、あと黒服があると思うんですけども、昔は某百貨店様のものを使用していたんですが、最近変わりましたとか、そういう気さくな話をさせていただいて、イメージが変わったなというのが大きかった。あと、法廷でのやり取りなんですけれども、やっぱり実際には難しい言葉で、私たちが分からない言葉で事務的な感じで進むのかなと思ったんですけども、検察官、弁護士、裁判所の方々の話し方、分かりやすい言葉で聞き取りやすい速度で意見を述べていただいたのかなと思います。あと、法廷で、検察官や弁護士の方々も裁判員の様子を、ちゃんとうなずいているかな、理解しているかなとか、表情とか、すごくよく観察されているので、皆さんすごい熱意を持って裁判に挑まれているんだなというのを肌で

感じたのが大きかったかなと思います。以上です。

(司会者)

ありがとうございました。結構下積み時代の苦しい人がいましたか。

(5番)

そうですね。壁に穴があいていて結構寒かったとか、そういう経験もされているんだということとかです。

(司会者)

ありがとうございます。昼食会とかもあって、皆さん結構ざつくばらんで、いろんな話をしていますよね。

(5番)

そうですね。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、最後に6番さんですが、6番さんに御担当いただいた事案は、軽度知的障害やパニック障害のある被告人が、長女が家出したことで急性ストレス反応が生じ、思考や感情が麻痺し、混乱してしまったと。そういう中で、一緒に長女を探しに行く夫が当日起きなかったことから、とっさに殺意を抱き、この夫に対して2回ナイフで頸部を突き刺し、全治105日程度の傷害を負わせた、そういう殺人未遂の事案だったかと思います。同じ質問ですけど、この事件の裁判員として選ばれた時と実際に職務を全うした時とでのお気持ちの違い等お聞かせいただければと思います。

(6番)

2月か3月に選任があって、4月に裁判があって、今、意見交換会ということで、結構ぱっ、ぱっ、ぱっというような流れなので、そんなに大変な感じもなく、それから事件の内容もどちらかというと、びっくりはしましたけれども、よくあるというか、普通の、特殊な感じじゃなくて家庭の中で起こったことなので、そんなに大した驚きもなく、それから量刑を決めるにも話合いをして決めたということぐらい

で、全体的にはそんなに大変な感じはないということで、ほかで報道されているような何か月やったとか、結構この辺は難しかったとか、それからテレビドラマであるような対応だったりとかというのを想像していたので、全体的にはこんな感じかなという印象です。最初だったので、それで良かったのかなというふうには思いましたが、是非複雑なやつも経験してみたかったなという気はしました。それから、初めて、僕はどちらかというやってみたかったほうなんですけれども、そういうのを是非家族にも見てもらいたいなと思って声をかけたんですが、仕事と学校で来れなくて、残念でした。

(司会者)

御家族に傍聴人として来ていただきたかったですね。

(6番)

そうです。私が座っている姿を見てほしかった。全体のイメージとしてはそんな感じの感想です。

(司会者)

裁判員になられる前となった後で、裁判とか司法に対するイメージとか印象が変わったということは何かありますか。

(6番)

少し全貌が分かってきたりとか、システムが分かってきたりぐらいのことで、どんどん子供たちにも経験させてみたいなというふうには思いました。

(司会者)

ありがとうございました。皆さん率直な御意見をいただきまして、ありがとうございました。法曹三者が熱意を持って訴訟に取り組んでいるというエールもいただいたかと思います。ありがとうございます。それでは次に、先ほども申し上げましたとおり、今回皆様方に御担当いただいた事案は、いずれも量刑が主たる争点だったので、そういう事案に絞って、法廷における審理はどうだったのかそれに続いての評議はどうだったのかということについて議論をしていきたいと思います。まず、

法廷で皆さん検察官や弁護人が最初に冒頭陳述ということで事案のポイントについてメモを配って説明があって、それから証拠の取調べということで書類の説明とか、あるいは証人の尋問をしたり、被告人質問をしたりというような証拠調べをして、それから最後にまとめの主張ということで検察官からは論告、弁護人からは弁論といったような内容で大まかに言うと、進んだかと思います。そういう法廷の審理で、御体験いただいて率直な感想はいかがでしたかということ伺いたと思います。特に刑を決めるポイントになる事情というのも十分把握できたかどうかということについて、公判の審理を振り返って御感想等いただき、その中で、良かった点、あるいは改善すべき点等があれば是非お聞かせください。どなたからでも結構ですけれども、すみません、また1番さんから。率直な御意見で結構です。

(1番)

私が一番最初担当したのは、暴力団関係で、麻薬関係の事件だったんで、最初裁判長から細かい説明があり、それで一番先に法廷に出て検察官と弁護人の方からの話があったときに、内容的には複雑だなというのは感じたんですよ。この人も実際には、自分で使用しているというのは再犯ですけど、売ったりなんかしたのは初めてという形で、そこら辺の絡みがどういうふうになっているのかなというのがちょっと分からなかったんですけど、それは進めるに従って細かく説明していただいたので、そこら辺は大体理解できたと思います。それと、この求刑の仕方だとか罰金刑なんかも実際にはどういうもので量ってやるのかなというのが初め分からなかったんですけど、ある程度グラフでこういう場合はこういうのが最高ですよとか、いろんな判決の事例とか何かを聞きまして、皆さんと話し合っただけ最終的には納得いく期間で出たかなとは思ったんですけど、これが本当にさっきも言ったとおり良かったのかなという気がしますし、それで被告人自体もある程度の事情があったとしても、その事情が何か複雑な関係がありまして、それがどこら辺まで、弁護人と検察側の主張をどこまで信用していいのかなという部分もかなりありました。でも、実際にはそういうシステムがありまして、どのくらいの場合だったらどのくらいの

刑だとか、ああいうのがあったから、ある程度判断ができたと思います。このシステム自体はまあまあ素人というか、分からない人にはいいものだったと思います。

(司会者)

ありがとうございました。評議の点も含めておっしゃっていただきましたが、法廷での審理でポイントがちゃんと掴めたか、理解できたかというところはいかがですか。

(1 番)

検察官や弁護人の言っていること自体はある程度分かりやすく言ってくれたので、そこら辺は理解できたかなと思う。分からないときは、また戻って評議のときに聞いたりしましたから、そこら辺はある程度できたと思います。ですけど、ちょっとおもしろいのは、やっぱり検察官と弁護人というのはかなりのギャップがあるなどというのは分かりました。弁護人はやっぱりその人をある程度軽い量刑にしたいというのもあるし、検察側はできる限り最長の刑罰にしたいのかなという印象がありましたけど。

(司会者)

両者の意見があまりにも違い過ぎて、判断に困っちゃうなというところもあったということですか。

(1 番)

それもあったけど、ある程度それは後で聞きながらやりましたから。だから、やっぱり検察官と弁護人というのも結構開きがあるのかなという気がしました。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、同じ、法廷での審理で証拠調べとか、検察官や弁護人の主張についてお聞きになってそのポイントが理解できたかということですけど、2 番さんいかがですかね。

(2 番)

法廷に限って言いますと、本当に初日とかが事案の特性上登場人物というか、共

犯者、関係者がいっぱい過ぎて、恐らく私も含めて裁判員側は法廷内では十分に理解し切っていなかったところがあると思います。やっぱりほかの方々が多分公判前整理とかである程度名前を聞いていて、多分情報整理されている中お話しくださったので、裁判員としてはその法廷にいる間はもうとりあえず聞くのに必死で、後から頭を整理した印象があります。その中でも検察官の方と弁護人の方と資料をパワーポイントでまとめて、資料を用意していただいている、そこに時系列とか名前とかがもともと書いて整理していただいた表があったんですけど、それがすごい分かりやすかったというか、それがないともうついていけないぐらいいい資料というか、そういう資料もやっぱり大事だなと思いました。

(司会者)

結構たくさん登場人物がいた、そういういろいろ関係が複雑な事案だったんですか。

(2番)

そうですね、はい。

(司会者)

でも証拠調べで証人の話とか被告人の話とか、書証の読み上げだけではなかなか掴みにくかったなという感じですかね。

(2番)

そうですね。被告人とも直接の質問はすごい頭にやっぱり残ったんです。本人が目の前でしゃべっているのです。でも、ほかは証人はなくて全部読み上げだけ、それは仕方ないことだと思うんですけども、メモを取っても誰の話だったかなというのが自分の中で皆整理つかなくて、後の評議のときにすごい整理をしたなという印象があります。

(司会者)

やはり直接、その登場する人に直接話を聞いた方が印象によく残るという感じですか。

(2番)

イメージとしては残りやすいと思います。

(司会者)

ありがとうございました。犯行における役割分担もいろいろ問題になった事案でしたっけね。組長が主犯だったかどうかという。そういう事実の争いというのがあって、どこら辺が争点かというのは公判の中では理解できましたかね。

(2番)

そうですね。何となくその最初の話を知っているだけで、本当に二日目とかそういったところから考えながら話を聞ける、法的に話を聞けるようになりました。

(司会者)

だんだん慣れてくるに従ってという感じですかね。

(2番)

そうです、はい。

(司会者)

それでは、同じ質問で3番の方に、公判で、法廷での審理での弁護人や検察官の主張とか証拠調べとかによってポイントが理解できたかどうかということですが、いかがですかね。

(3番)

1番の方がおっしゃったように、弁護側と検察官側の意見が真逆だったのがすごく印象的でした。冒頭陳述のメモが、検察官からいただいた、それもまた見た目が全然違って、検察官の方が見た感じすごく入っていきやすかったです。太字にしてあったりとか、囲ってあったりとか。それを読み上げられても注意して見なくてはいけないところがきちんとクローズアップされているので、見やすかったのがあって、逆に弁護人からいただいたほうの冒頭陳述は文章がばあっと書いてあるだけで、ちょっと読みながら自分で線を引かないと分かりづらいのがあるんですけど、逆に弁護人は感情的に話されるというか、読みながら声を大きくするとか、そうい

うところもあったので、その違いも、全然違うんだなって思いました。あと、登場人物が少なかったので、証人の方とかで精神鑑定されたお医者さんがいらっしやったことは結構大きくて、それは後々評議のときにもそのお医者さんの印象というのも私たちに与えた影響はとても大きかったです。あと、被告人の御家族の方もいらっしやいましたし、被害者の方の尋問もあったので、分かりやすかったですし、感情移入もしがちでした。逆に感情的から切り離して考える時間も必要だったように思います。そんな感じです。

(司会者)

やはり書類を読み上げるよりはそういう尋問があった方が良かったという、そういうことですか。証人に聞いた方が良かったという感じですかね。

(3番)

はい、随分。

(司会者)

あと、声を大きくしたりとか、感情的な感じで読み上げるというのは、印象としてはそちらの方がよく伝わる感じですか。弁護人がされていたということですけど。

(3番)

人によるかもしれないですけど、私は何かちょっと演技っぽく聞こえてしまったので、あまり良くはないものだったというか。

(司会者)

率直な御意見をありがとうございます。それでは、同じ点ですけど、4番さんについて、公判審理を通じて量刑判断のポイントになるようなところは理解できたかどうかということですけども。

(4番)

私の担当した事案自体は、その事実とかそもそもの罪について争点はなくて、それが結果として悪質というか、態様としてどうなのとかかというような解釈の部分というか、事実そのものというものをどういうふうな受け取り方をしたらいいかと

というのがポイントなので、かなり事実自体の証拠の調べ自体はあっさりとして、それを、当然なんですけど、検察官の立場と弁護人の立場と違いますから、検察官側はこういうふうに解釈してこれが妥当です、それはそれで論理が通っているし、弁護人側は弁護人側でこういうところもあるし、こういう酌量の余地もありますよね、だからこうですよという論理的な説明をされて、後で我々で議論ができるように、そのポイントを絞った分かりやすいメモを作っていたんで、そこにメモしながら後で議論ができる材料というのはそろえられたかなと思います。公判の中でおもしろかったのが、一つの実事、それは通話記録を読み上げるところだったんですが、その中で被告人の方が焦ってというか、急いたような状態でしゃべっているのがどうなのかというのを説明するためだろうと思うんですが、はあ、はあというような、息が荒くというようなところを、最初検察官の方はそれを端折って言葉のところだけやったんですが、それを弁護士の方がそこもちゃんと行ってください、何かそういうアピールをされたりとかというような、そこら辺のところも、我々の争点というのは事実はあまり関係ないんで、解釈の部分ではそういう細かい部分が重要だなというのが、逆にそういうところをおっしゃっていただけるということでよく分かりましたということです。ただ、ちょっとばあっと実事、多分皆さん先ほども言ったように公判前に整理されているんで、裁判官の方も検察官の方も弁護士の方も事実自体はそんなに争うこともないからということではあっとしゃべっていくところがあったんで、そこで何をメモったらいかなという、メモをするのにちょっと忙しかったなという感覚はあるので、一番最初に一日通して証拠調べをしたんですけども、それを咀嚼する時間はちょっと忙しかったかなという感触がありました。以上です。

(司会者)

要望としては、公判前整理手続に参加していない裁判員でも分かるように工夫してほしいと。

(4番)

そうですね、はい。ちょっと時間をスローペースでやっていただけた方が最初は入りやすいかなと思いました。徐々には理解できたんですけれども。

(司会者)

特に読み上げとかのペースですかね。

(4番)

そうですね、はい。

(司会者)

貴重な御意見、ありがとうございます。次に、5番の方ですけど、同じように公判審理を通じて刑を決めるポイントは理解できたかということですけども。

(5番)

審理についてなんですけれども、資料の随所に工夫が施されていたかなと思います。図であったりですとか、強調したいところで字体の工夫があったので、割とですけど、理解しやすかったのかなと思いました。今回私が担当した裁判の期間はちょうどゴールデンウィーク間際で、期間の設定が難しかったと思うんですけども、もう少しちょっと時間をかけて資料を見たかったなという思いはありました。検察官と弁護人の方、それぞれ意見をぶつけ合って言い争ったら嫌だなというのが裁判受ける前はあったんですけども、今回担当した裁判では割と淡々と、お互いの主張がありまして、裁判員の方皆が思ったのはもう少し被告人の方、弁護してあげるぐらいのことを言ってあげた方が良かったんじゃないのかなという。なので、言い争いがあるのかなと思ったら割と普通に淡々と述べる、あっ、こういうこともあるんだなという印象がありました。以上です。

(司会者)

ありがとうございます。実際に担当してみると公平に被告人の事情もしっかりと把握しないといけない、そういう感じを持たれたということですか。

(5番)

そうですね。最初は、事件を起こしたんだから、罰せられて当たり前だという思

いが私の中ではあったんですけども、実際やっぱり裁判を受けてみて、思い込みとか、そういうのは一切抜きにして、事実を丁寧に、丁寧に洗い出して、一つ一つ見て判断していくということで、イメージは結構変わったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。6番の方、公判審理を通じて刑を決めるポイントについては把握できたかどうかということですけど、いかがですか。

(6番)

把握できました。印象として残っているのが、検察官の何回目かの読み上げのときに非常に詩を読んでいるような読み上げ方で、参加している私たちは結構、何ていうんでしょうね、びっくりしたというか、そういう印象がありました。言い方がうまいのか、あれなのか分からないんですけども。それと、もう一人、今度は弁護側だったかもしれないのですが、ちょっと覚えていませんが、非常に言い方が分かりにくい方がいらっしやいまして、その差はやっぱり個人の差なのかなとか、経験の差なのかなとか、何ていうんでしょうね、本人の資質のところなのかなというように、その印象が非常にありました。そこが非常に覚えているところです。それから、最後に裁判長が投げかける言葉が非常に被告人に対して気持ちを伝えているというか、こうあってほしいみたいなところを伝えているところが非常に感動的だったなというのが大体の印象です。

(司会者)

それは、被告人質問の最後ですか。言い渡しのときですか。

(6番)

多分最後の方で、結構長い文章を読んでいたんで、その辺が非常に上手な人こっち側はちょっと下手な人というふうにはっきり分かれていたので。

(司会者)

裁判長からの働きかけというのは、判決を言い渡したときですか。

(6番)

そうですね。

(司会者)

弁護人の言い方がちょっと分かりにくいということだったんですけど、具体的にどういう点を心がけた方が良かったというふうに思われますか、弁護人としては。

(6番)

結局は話し方なんでしょうね。要は聞いている印象として、さっきも出ていましたけど、物語風に読み上げているのがあれはわざとなのか、それともずっとそうやっているのか、反対にたどたどしく言っているのはそれは能力の問題なのか、それとも経験の問題なのか、どっちなんだろうなという感じで、そういう印象が。中身のものよりもそういう印象が強かったです。

(司会者)

たどたどしいというのは弁護人の方だったんですかね。

(6番)

多分そうだったと思います。

(司会者)

それがちょっと分かりにくかったということですかね。

(6番)

はい。

(司会者)

もうちょっとはっきりと、堂々としてほしかったということですか。

(6番)

いや、分かりにくいんですけど、弁護をする側なので、かわいそうだなというか。

(司会者)

もともとの弁護するという立場から、いろいろ限界があるかなという、そういうふうに感じたということですか。

(6番)

そこまではないですけど、人によるのか、経験によるのか、何の差なんだろうなみたいなふうには思いました。

(司会者)

ありがとうございます。この段階で法曹三者から量刑が主たる争点となる公判審理について何か御質問等があればいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(弁護士)

1点だけ伺いたいんですけども、今お話の中で検察官や弁護人が資料を出して、それが分かりやすかったとか、分かりにくかったとか、あるいはという話があったと思います。そういった資料を実際にどういった形で使われているのかということ。中には、これ全ての事件ではないんですけども、自由記載欄とかメモ欄が設定されているようなものもあったりするんです。そういうものがあつたほうがいいのかとか、そういった渡されたもので何か、定型のものがあるわけでは実はないので、こうだったら良かったとか、こういう部分が良かったとか、こういう部分がちょっとということ、そういったところも含めて何か印象を伺えればと思います。

(司会者)

今おっしゃったのは、検察官、弁護人を通じてということですか。

(弁護士)

はい。

(司会者)

いかがですか。皆さん方も冒頭陳述なり論告弁論のメモを必ず渡されて説明があつたと思うんですが、メモのこういうところは良かったとか、あるいはもう少しこうした方が良かったみたいな具体的なところがあればおっしゃっていただければと思います。その中で、今水上弁護士がおっしゃったように、メモ欄みたいのがあつた方がいいかどうかといった点も含めて、何か改善点とかあればおっしゃっていただければと思います。いかがでしょうか。

(4番)

メモ欄って大体その証拠に対してメモを書いたりとか、対比で何か書けるようになってるので、話を聞いているときにはここの部分でこういう話があったよねというメモが書けるので、そういうものが一つあるとちゃんと聞き取りやすいという意味では、次の評議の場に持って帰って、それを項目別に議論ができるので、使いやすいです。ただ、メモ欄だけあって、項目だけぽん、ぽん、ぽんだとさすがに分らないので、全体通してこれはこういうストーリーですよみたいな、もう一つメモというのも御準備されていると思うんですけども、そのメモに事実だけ書くというよりもこういうストーリーの中でこの事実があるんですとか、全体の中で、さっき人物相関みたいな話とか、この事件ではここの部分がポイントなんで、こういう関係の部分というのをメモとしてお渡ししますよとか、何か意図があればそのメモというのはすごく後で読みやすいなと思います。私のところでは、それほど事実自体に争点はなかったんで、結構似たようなメモになってはいたんですけども、ただそうは言いつつ、ここの部分強調したいというのはそれぞれの立場で違うと思いますから、そこは強調していただいて構わないかと思うんですが、事実の、ここの部分がこの事実ですよというのをポイント的なところを指し示していただくようなメモというか、資料と、あとは我々が記述できるようなメモ欄がついたものと、この二つがあると後で議論がしやすかったです。

(司会者)

4番さんの事件は私が担当していたんですけども、証拠一覧表というものの中にメモ欄があって、当該証拠でどういう内容が読み上げられたかということについてメモ欄に適宜記載するようになっているので、それが評議のときに役に立ったと、そういうことでしたよね。

(4番)

そうです。

(司会者)

ありがとうございます。ほかの方いかがですかね。検察官や弁護人が配る説明の

書面でこういう点が良かった、あるいはこういう点が工夫すべきじゃないか、もしあればいかがでしょうか。はい、どうぞ。2番さん。

(2番)

いただいた中で良かったなと思う2点なんですけれども、先ほど言ったように共犯者だけでも何か四人ぐらいがいて、そのほかにも名前が何人か出てきたりしたので、いただいたメモにそもそも全員の名前が書いてあって、関係性とかも書いてあったのが分かりやすかったという点があります。あとほかに、私たちの方がメモするものとして、例えば共犯者との関係とか、被害者との関係とか、弁護人や検察官が注意してほしいポイントがまず要点の方に書いてあって、その右に自分たちがメモできるようなものがあつたんですけれども、それはいろいろ話をする中でこのポイントを注目してほしいんだなという意図がこちらにも伝わってきて、そこを注意して聞いたので、話の整理がしやすかったです。

(司会者)

今おっしゃったのは、恐らく被告人質問をするときにどういう項目なのかということを書いてあって、その項目についてのメモ欄があつたので、分かりやすかつたということですかね。

(2番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。やっぱりいろいろな登場人物がいるときには別に人物関係図みたいなのがないと理解できないというのが率直なところですかね。

(2番)

そういうところがあります。

(司会者)

水上弁護士、何か補足して御質問ありますか。

(弁護士)

結構です。ありがとうございます。

(司会者)

よろしいですかね。あと、ちょっとよくこれも裁判員の皆さんから伺うんですけど、検察官の冒頭陳述なり論告というのは大体書式がほぼ決まっているかなとか、そんなに大きく違わないかなと思うんですけども、弁護士さんの出される書面が書式が随分違って、対比するのがちょっと見にくいなというようなことを言われる方もおられるんですけども、書式がやっぱり両方で統一されている方がいいかなというようなことは思われたことがありますかね。何かもしそういう御意見があれば。あと、もう一つ極端なことを言うと、検察官の書面は大体1枚で見れるようになっているんですけど、弁護士さんが出される書面は、時々パワーポイントをそのまま印刷して何枚にもわたっちゃうような場合もあるんですけども、一覧に見えた方がいいんですかね。ここら辺は評議のときにどう使うかという問題でも関係があるかもしれませんけれども。

(4番)

私が経験したのは当然一つだけなんで、ほかの裁判との比較というのはなかなか資料としてしづらいんですけども、個人的な意見で言うと必ずしも弁護人とかのものについて書式が統一しなきゃいけないかというところでもないかなと思います。先ほど言ったように我々裁判員にとって裁判は一生に1回とか、それほどの経験ってないんで、次に、あっ、ここを見ればいいんだなって書式が分かっているとか、分かっていないとかあまり関係ないので、それよりもこれで何を言いたいのかなとか、どこの部分がポイントなのかなというのが分かる書き方、単にべたっと書くよりもどういったところがポイントなのかなという書き方が重要なかなと思います。それから、今日集まった事例でも全然ポイントというか、複雑性みたいなところが違うので、それぞれでここを強調したいのであれば、起承転結じゃないんですけども、同じ書式にあまりとらわれずに、この事案だからこの部分にフォーカスしたいな、こんな図を差し入れるとか、そこがまさに弁護人の腕の見せどころという

か、被告人に一番近いところで事件を見ていられるので、工夫のしどころなのかなというふうには思いました。

(司会者)

ありがとうございます。検察官、何か公判審理について皆さんに聞かれない点があれば。

(検察官)

1点だけ質問させていただければと思いますが、先ほど証拠調べのところ朗読についていろいろ御意見いただいたと思うんですが、その中でいろいろ後で思い返す必要があるとか、それなりに御意見もいただいたんですが、証拠、書証の朗読の中でも例えば統合捜査報告書といってモニターに写真とかが出てくるものと、あと供述調書というもの等があったと思いますが、単純な比較等でも結構なんですが、報告書の形という部分と、あと供述調書の朗読ということでやっぱり分かれていたというのは、皆さんの頭の中に入ることというのは違うんでしょうか。あと、どうしても供述調書の朗読というふうなことになるときに、ただこんなことをしてくれればもっと供述調書の内容が頭に入ってきやすかったかなというような何か御意見等が伺えればと思います。

(司会者)

ありがとうございます。質問の趣旨分かりましたか。要するに供述調書ということで、捜査段階で供述された供述内容がずっと書かれているものをずっと読み上げるというものと、そうじゃなくて統合捜査報告書という形で現場の写真とか図面とかも織りまぜながらいろいろ説明する書面と、二つあるという前提でどっちが分かりやすいかということです。それと、供述調書を読み上げる場合も何かより分かりやすい工夫があるかということなんですけど、いかがでしょうか、皆さん。実際に体験したことで。いかがですか、3番さん。

(3番)

図もありましたし、レントゲン写真、そういうものを見ながら説明していただい

たので、割と分かりやすかったです。朗読をただされるとちょっと、どこに注目したらいいかとかが私は分かりにくかったですけど、写真とか図とか、現場の図面みたいなものとか、外観とか、そういうのもあったんで、そういうのがあるとちょっと想像がしやすかったです。広さとか。そういうのがあったので、良かったと思います。

(司会者)

口頭の説明部分で、やっぱりビジュアルに分かりやすいものがあった方がよろしいということですかね。

(3番)

そうですね。

(司会者)

あと、朗読も性質上やむを得ないと思うんですけど、調書をずっと読み上げるという場合、何かこういうふうな工夫をしたらもう少し分かりやすかったということは何かありますか。

(3番)

多分慣れていらっしゃるから、つらつらと読んでいるんだなという印象が強くて。こちらは初めてなので、やっぱりもう少しゆっくり読んでほしいときもありましたし、強調する部分は少し強調してもらえれば良かったと思います。後でその分からなかったことを戻って聞くことはできますけど、それがもしその場で分かっていたら帰って聞くことはないので、そこはちょっと感じます。

(司会者)

読み上げ方のスピードの問題と、強調すべき点がどこかが明らかになるような読み上げ方になるといいかなという感じですか。

(3番)

そうですね。

(司会者)

どうもありがとうございました。ほかの方がいかがですかね、この問題ですけれども。どうですか。1番さん。

(1番)

今いろいろ言われていますけど、私たちもこの1回携わっただけで、どういう書式だとか、そういうもの一切分かりません。ただ、もう3番さんが言ったとおり、私なんかのときも写真とか、そういうものでかなり詳しく証拠品の物だとか、そういうものは見せていただきまして、しゃべり方どうだったかな、もう1年半も前のことだから、ちょっとよく覚えていないんですけど、検察官が言っていることもある程度理解できるようなしゃべり方だったと記憶していますけど。

(司会者)

その調書の読み上げのときも分かりやすかったという意味ですか。

(1番)

だと思います。ただ、本当一生に一度のことですから、この写真がどうだって言われてもちょっと分からないというのが事実です。これ何回かやっておる方だったら、ああ、こういうのはこういうふうにしてくださいというのは分かるかもしれないけど、一生に一度しか多分ないと思いますんで。だから、やっぱりそこら辺はお互いに弁護士側も検察官側もこういう素人の方が携わるというときにはもうちょっと分かりやすく、言っている趣旨が判断しやすいような書式にしていきたいというだけで、その書式がどういう書式だというのは正直言って分かりません。分かりませんが、何を訴えたいのか、何が一番焦点なのかが、一番ポイントだと思いますので、そこら辺を強調して説明していただければいいんじゃないかなと思います。

(司会者)

今ちょっと書式の問題について言及いただいたんですけど、ほかの方、読み上げとか統合捜査報告書の点ですけれども。分かりやすさの面から何か工夫した方がいい点について、5番さん、いかがでしょう。

(5番)

私がいいなと思ったのは、朗読で読み上げるときに強調したい部分を感情を込めて述べられている方がいらっしゃいまして、今回男女の交際のもつれだったんですけども、そのキーとなる部分について、女性の方だったんですけども、ものすごく感情を込めて述べられていたのがすごく頭の印象に残りまして、結果的にはその印象は裁判の結果にも通じたのかなと思ったので、いいのだと思った次第です。

(司会者)

それは、女性が供述された調書については女性の検察官が読み上げたとき、そんな感じですかね。

(5番)

そうですね。

(司会者)

分かりました。ほかの方よろしいですかね。2番さんはすごく関係者が多かったんで、多分調書をたくさん読み上げられたと思うんですけども、どうですか。そういう点も踏まえて。何か分かりやすさの工夫が、もしあったらお願いします。

(2番)

法廷の初日とかだと、例えばAさんのを読み上げますというときに、そのAさんが誰だったかを何か一言例えば付け加えて、例えばこれは偉い人ですとか、下っ端の人ですとか、それを言うだけでとより分かりやすい、この同じ人の話をこっちとこっちでしていても自分の中であまり繋がらなかったもので、何か印象、名前だけじゃなくてやっぱり皆頭の中でこの人はこういう人という何かイメージがあると思うんで、そういったものを補足いただけるとその場ですっと入ってくるかなと思います。

(司会者)

どういう人が供述しているかという、その人の位置付けみたいのが明らかになっ

て、その上で聞きたかったという感じですかね。

(2番)

はい。あとは、読み上げているときに何か初めて出てくる名前とか、また誰か出てきたみたいなのもあったりしたので、人が多いときにとりあえず最初に出てくる人の名前を全員教えていただけるといいかなと思います。

(司会者)

特にいろんな人物関係がいるときにはそういう工夫が必要だということですかね。

(2番)

はい。

(司会者)

ありがとうございました。ちょっと私の方から質問させていただきたいんですけど、特に精神障害がおありの方でその犯行への影響がどの程度だったのかということが問題になったと思われる事例ですけれども、6番さんは知的障害とパニック障害の事例だったんですけれども、そこら辺の精神障害の内容とか、それが犯行にどういうふうに影響したかというのはどんな証拠調べをされたんですか。書証の読み上げだったんですかね。

(6番)

はい、そうですね。ただ、そんなに何か重度じゃなかったみたいで。何年か前からこういう出来事でこういう症状になったとか、引っ越ししてこういう状況、環境にあったからこうなったとかというのがずっと大体分かっていたので、しかも目の前に被告人がいて、しかも刺された旦那さんもいて、子供さんもいて、その場にずっと全員がいる状況だったんで、そんなには、その病気に対してというか、そういうのは感じなかったんですけど。

(司会者)

理解が困難であるとか、そういうことでは特になかった感じですかね。

(6番)

はい。

(司会者)

逆に3番さんはやっぱり専門家の証人に直接話を聞かないと分からなかったかなという感じですかね。

(3番)

そうですね。精神科の先生は、自閉症スペクトラム障害の影響は一切ないと言い切られたんです、その場で。ただ、やっぱり話合いをしていくときに、その自閉症の細かいところ、どういう人がどういう症状のときがこの自閉症なのかとかをものすごく長い間話し合ったので、そこが結構大変でした。

(司会者)

そのお医者さんの証人尋問のときには、疑問は全部解消できなかったという感じですか。後で評議のときにいろいろ検討して理解できたという感じだったんですか。

(3番)

はい。お医者様は、被告人を診断するために何か月か入院をして、こういう診断をしたという話をずっとされていて、けどお医者様からすると自閉症の人が全てこういう悪い考えを持つわけではないし、これは彼の性格ですっておっしゃったんです。でも、やっぱり普通の感覚というか、ああいうふうに言い切るのはどうなんだという話になったので、すごく細かく話し合いました。

(司会者)

そうすると、やっぱり専門家の方の証言といってもそのままというわけじゃなくて、やっぱり慎重に皆さんで検討された上で判断されたということですかね。

(3番)

そうですね。それをもしその先生がいらしていなくて、それが例えば書面で一切関わっていないって書いてあったらそれを信用してしまうと思うんですけど、その先生の話し方とか態度とか見ていると何かちょっと信じられないかなって思ってしまった。

(司会者)

率直な御意見ありがとうございました。あともう1点、執行猶予か実刑かが争われた事案があったかと思うんですけども、例えば4番さん、結論的には執行猶予になったわけですが、公判審理の過程で執行猶予か実刑かの判断の分かれ道、こういう点がポイントかなというのは理解できましたか。

(4番)

審理では、事実自体は理解したんですが、どちらかというところの議論になる評議、ここでどういう意見を闘わせて、特にここに書いてある量刑検索システムみたいな横の比較みたいな話とか、そういったところで決めていきました。だから、公判上の審理をしているときに、これがポイントでとかというのは当然メモとか事実としては理解していますけれども、どちらかというところの評議のときに量刑の部分というのはよく議論をさせていただいたなというふうに思います。

(司会者)

3番さんも執行猶予がどうか問題になったかと思うんですけど、どこら辺が実刑か執行猶予かの分かれ目か、公判の審理の中では理解できましたかね。

(3番)

はい、分かりやすかったです。殺意の有無みたいなのが。

(司会者)

殺意の程度みたいな問題ですかね。

(3番)

はい。そういうのがありましたし、被告人がとても素直に話をする人だったので、進めやすかったと思います。

(司会者)

精神障害の有無とか、その精神障害がどういうふうに犯行に影響したかということもポイントかなという感じだったんですかね。

(3番)

そうですね。それも大きく、また私たちから被告人に質問をして、その受け答えをしている彼の症状を見て、それも判断材料になったかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。6番さんの事案は執行猶予ということだったと思うんですけど、これも公判の審理でこういう点が実刑か執行猶予かの分かれ目かなというのが理解できましたか。

(6番)

もうそれは皆さん悩まなかったと思います。

(司会者)

公判の審理で大体どこら辺がポイントかなというのは大体理解できましたかね。

(6番)

もう許しているというところから。家族も全員出ているということなんで、もうそれはそうだろうなど。

(司会者)

その点もインパクトが強かったという感じですかね。

(6番)

はい、もう。

(司会者)

ありがとうございました。あともう1点、ちょっと毛色が違ったと言っては申し訳ないのですが、1番さんの担当された事件、薬物の密売ということで、どういう点が刑を決める上でポイントになるかという点は、検察官や弁護人の主張で理解できましたか。法廷での主張、立証で。

(1番)

最終的にはある程度判断したからこういうふうになったんですけど、でもやっぱり私なんかも初めてだけど、自分で常習しているやつも再犯なわけですよ。1回捕まっていて、またあいて、今回もまた自分の常習というか、やっているという形

で2回目。それで、ただ密売の方は今回が初めてだったものですから、そこら辺がどういう解釈の仕方をするのかなと。それで、刑法何条、何条に該当するというのをいっぱい書いてあったんだけど、そこら辺で判断して行って、さっきも言いましたこの量刑検索システムというのである程度私なんかも判断したんですけど。

(司会者)

やっぱり最終的には評議の段階でということですか。

(1番)

そうですね。だから、最後の評議のときも2回ぐらいやったんですよ。一番先皆さんはこれだとどのくらいだと思いますかというのでやって、その後もう1回やったんですよ、いろいろ話し合った結果。だから、やっぱり何というかな、こういう全然分からない人間が携わる場合はある程度の資料をもとにしか判断できないと思いますので、その資料の作り方は、いつも同じような形でやっているから間違いないと思いますけど、ただ・・・。

(司会者)

なかなか公判の審理だけでは理解できなくて、ということですか。

(1番)

理解できないです。だから、正直言ってこれだとどのくらいの刑期になるかというのが一応出てきていますけど、その中でやっても、だから何というんです、銃砲刀剣類所持等取締法違反だったかによると5年以下で200万円以下の罰金だとか書いてあるけど、麻薬の場合とか、覚せい剤の場合だと1年以上だとかいろいろ書いてあるじゃない。それが幾つも重なってきている事案だったんで。だから、どこの形で判断するのかというのが今までの前例をもとにしてある程度のシステムができてきて、それで判断しなきゃいけないというのがありますから。だから、やっぱり評議の中である程度こういうふうな形で進めていかないと無理なんじゃないかなというのがありますよね。

(司会者)

十分な理解というのはやっぱり評議段階で初めてできるようになったということですかね。

(1番)

そうですね。やっぱり本人の話で私はこれから更生します、何だかんだって言っ
ていてもどこまで信用していいのかというのも分からないという話も結構皆さんと
判断しましたんで。

(司会者)

ありがとうございます。ちょっと時間の関係で、次に、評議について率直な感想
で皆さん評議は話しやすい雰囲気であったかどうか、御自身として十分な意見を言
えたかどうか御意見を伺えればと思います。特にポイントになるのは量刑判断の仕
方について、行為責任の原則とか裁判官から説明があったと思うんですが、理解で
きましたか。また量刑検索システムの利用というのが十分なものだったのかどうか
ということです。それから全般的な評議の進め方、1番さんからも出ましたけれど
も、中間評決の仕方などいろいろあるかと思うんですが、評議の進め方はどうだっ
たかということについて良かった点、改善すべき点があればと思います。6番さん、
いかがですか。評議の進め方、評議のあり方について何か率直な感想、あるいは改
善すべき点があれば。

(6番)

そんなに難しい内容じゃなかったんで、皆さん意見を言って、そんなに何かもめ
るとかいうのはなかったですし、多分皆さんも大体これぐらいで、これぐらいの執
行猶予かなみたいな想像はしながらやっていたみたいなので。

(司会者)

十分な意見交換とか話しやすさというのは。

(6番)

全然もう、話しやすかったです。それは、もう全く何も問題なかったと思います。
ただ、事件の内容が複雑になればそういうのが出てくるのかもしれないですけど。

私のところの場合はそんなに難しい問題じゃなかったの。あとは感情というか、気持ちというか、その家族に対してのこうあってほしいなみたいなところが入っていけば、少し短目に言っている人もいれば、ちょっと長目に言っている人もいるぐらいの差でしたから。

(司会者)

ありがとうございます。5番の方いかがですか。量刑について決める評議のありようで良かった点、あるいは改善すべき点、何か御意見があれば。

(5番)

評議についてなんですけれども、裁判所の方が話しやすい雰囲気を作った上で進めることができたので、割と意見を言いやすい雰囲気だったのかなと思います。人によってしゃべっている方を遮って述べる方ですとか、逆に全然述べない人がいたので、どのタイミングで自分が意見を言うかというのがすごく難しかったかなと思います。検索ツールを使って量刑を決めるときなんですけれども、個人の感覚で大分開きがありまして、そういったときにその個々の意見をどれだけ反映させるかというのが課題なのかなとこのとき実感しました。

(司会者)

評議が話しやすい雰囲気だったとおっしゃったんですけど、どういう点で具体的に話しやすい雰囲気づくりに配慮されていたんですか。

(6番)

一旦裁判所の方々がたわいのない話というか、雑談を挟んだ上で、ではちょっと進めていきましようかという形で毎回進められたので、ある程度皆さんで意見を交わした上で、では実際のこの事案についてというような形で進めたのが良かったのかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。それでは、4番の方、評議についての率直な御意見、御感想、そのほか改善すべき点、何かあれば。

(4番)

まず、話しやすい雰囲気は作っていただきました。まず、制度として、評議する内容というのは絶対漏れないという安心感があったので、率直に、さっき言ったようにそれぞれ皆さん経験も違いますから、重視する部分というのは全然違います。それぞれがそれぞれの主張をできたというのはすごく良かったですし、当然ファシリテーションがすごくうまくいったです。今回ここがポイントだよねというのを単にわあっとしゃべるんじゃないなくて、付箋を貼って自分たちの意見ってこうだよねというのをファシリテーションしていただいて、こういうような観点の違いがあるんだけど、でもここの部分トータルとしては、ポイントは何個かあったんですけど、こういうところだよねって文章にしながら、定性的にはこうだよね、最後に定量的な部分については、我々はこういうことを思っているんだけど、この裁判しかやったことないんで、横の公平性みたいな部分でこの量刑検索システムでほかの事例ってどうだろうというのをを見せていただいて、いや、確かにこれに比べればそんなに重くないんじゃないかとか、そういうような対応をして、さっき言った本来であれば3年以上という部分を減刑して2年6か月というようところで判断したんですけども、横の比較みたいなところというのも非常に重要になって議論ができました。あと、これ裏腹になっちゃうんですけど、その評議の部分を完全に秘密にするんで、多分公判のときには全くブラックボックスの中で決まったというか、何でこのこういう結論になったのか、当然判決の部分にも書いてあるんですけども、どんな議論がなされてみたいなプロセスというのは出ていかないので、そこはちょっと裏腹の部分で、公判の場で議論を闘わせるというわけにはいかないんですけども、多分我々みたいな裁判員を経験しない限りはこんなにいろんな観点で議論したなどというのは分からないんじゃないかなというのが特に思いました。以上です。

(司会者)

今の付箋を用いたファシリテーションですけども、その事件で刑を重くするほうの事情と軽くするほうの事情をそれぞれ皆さん1枚1項目ずつ付箋に書いてもら

ってホワイトボードに貼って、動機とか犯行態様とか、共通する項目ごとに貼り分けて、どういうところがポイントになるかを可視化した上で議論すると、そんなやり方ですかね。

(4番)

ええ、そうですね。やり方として、技術として一番いいのは、特にしゃべりにくい人というのはそうはいつでも文字書けば貼れるし、意見として言えるので、そういう技術を使っていたというのはいずれの意見を出しやすかったというのを感じましたし、お二方に入っていて、特にうまく意見こうだよねというのをまとめていただいたというか、もう全然押しつけられたわけじゃなくて、自分たちの意見としてもやもやしていたところがこういう事情もあるし、こういう事情もある中で、やっぱりこうだよねというふうに日本語にできたというのはすごくファシリテーションがうまかったというふうに思います。

(司会者)

議論した結果を適宜ホワイトボードにまとめて可視化していくということ。

(4番)

そうですね。後戻りもないですし、最後収れんができたので、すごく良かったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。それでは、3番の方、評議の点で率直な御感想、良かった点、改善すべき点、何かあれば。

(3番)

印象としては、評議の時間とか日数がものすごく長く設けられていて、正直この一つの事件にどうしてこんなに時間を割くんだろうというぐらい話合いをして、二、三時間ぐらいの行動について一日話し合うんだなと、そんな感じだったんですけど、本当に一人一人、補充裁判員の方も含めてきちんと意見を聞いてくださいましたし、座り方も裁判官の方が分かれて座ってくださっているの、質問がとてもし

やすく、うまく説明できないことをきれいにまとめてほかの方に説明して下さったり、分かりやすい例を挙げて下さったりとかしてくれたのはすごく良かったです。最初は私すごく話しづらかったり、被告人の方にも一度も質問はできなかつたんですけど、帰ってきてもやもやしていたり、言えないことを隣の裁判官の方に少し話をしたらきちんと説明して下さったりとか、安心がすごくありました。分からないこともすごく丁寧に質問して下さいましたし、これだけ時間をかけて評議して、被告人の人はある意味幸せだなと思うぐらい、すごい人権尊重されているなって思いました。ホワイトボードに皆さんの意見を書いていただいて、まとめやすかったと思います。

(司会者)

裁判官と裁判員の着席位置ということですが、裁判員、補充裁判員がまとまって座って、裁判官だけまとまって座ってということじゃなくて、裁判員、補充裁判員の中に裁判官三人が分散して座るといふ、そういうことだったんですかね。

(3番)

そうですね。そういう座り方でしたので、どこを見ても裁判官の方が優しく見えてくれているというか、ちょっと言葉に詰まるとうまくまとめてくれたりとか、そういうのがあったので、すごく良かったです。

(司会者)

ありがとうございます。2番の方、評議について良かった点、あるいは改善すべき点、率直な御意見があればと思いますけど。

(2番)

評議については、量刑の話に行く前に本当に事実確認というのを一番時間かけて行ったかなという印象がありまして、そこは事実を確認しながら解釈を話していくみたいな感じだったんですけども、全体としては本当に話しやすい雰囲気でしたし、私たちも付箋で皆の意見を出して、それをもとに話し合ったりということができました。あと、本当に人によって仕事も家庭の事情とかもいろいろ違う中で、や

っぱり全然違う意見を持っている人もいて、その中でも発言が多い方の意見に引っ張られるとか、そういうことはなくて、両方の意見を皆で考えられたのがすごく良かったかなと思います。あとは、パワーポイントで考え方について説明していただいたんですけども、勝手なイメージだと多分大学、法学部の本当に一番最初の授業みたいな感じで、法律とは、あとは裁判とは、量刑はこういうふうに決まっていますよというのを適宜いいタイミングで入れていただけたので、そこもすごい良かったかなと思います。何の知識もない中だと、本当にただこの人は悪いから何年という何の根拠もない考え方になっちゃう。そうじゃなくて、しっかりと根拠ある考えができたのは良かったかなと思います。

(司会者)

量刑の判断の基準になるような基本的な事柄について裁判官から適宜説明があったということですかね。

(2番)

はい。

(司会者)

量刑評議の前提となる事実の認定が結構いろいろ問題になった事案だと思うんですが事実の認定の評議というのは結構難しかったですか。

(2番)

事実の認定については、それこそ人によって言うことが、人というのは共犯者とか、証人によって言うことが違ったので、誰に一番信憑性を置くかというところを皆で話し合ったりですとかしました。

(司会者)

付箋紙を使われたというのは、事実認定の部分も使われたということですか。主に量刑の判断のところですか。

(2番)

両方使いました。事実のところについても、そもそも考えなきゃいけないポイント

トはどこかとか、従属性とかについても付箋でもやりましたし、最後の何年とか、そういうところも付箋とか紙でやりました。

(司会者)

中間評決みたいな形でということですかね。何回か意見を皆さん出し合ったという感じですかね。

(2番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。では、1番の方、評議について良かった点、それから改善すべき点、率直な御意見がもしあれば。

(1番)

私なんかの場合、もうやっぱり結構男女が均等ぐらいいたもので、それぞれやっぱりいろんな意見が出たんで、割としゃべりやすい人ばかりだったので、だから割とスムーズな話し合いはできた。ただ、すごく疑問が出るときにはもうやっぱりプロにというか、裁判官にいろいろ質問して、こういうわけはどうですかということでもかなりやりましたから、結構皆さんそこら辺理解しながらやったと思います。ただ、一番難しかった、最後に自分が犯した罪のことに對してはもう事実が結構出ているんでいいんだけど、あとその後更生するにはどうするかとかいろいろな問題が出て、出所したらダルクの家に入ってそこでやるとか、あと家族に支えられてというんで、証人で奥さんなんかも出てきたんですけど、奥さんも一部その密売に加わっていた経緯もありますし、あと子供がまだ小さいというんで、それの方の関係もいろいろ出てきたし、あと義理のお母さんがある程度面倒見るよという形で証人で出てきたこともありますけど、そこら辺が皆さん一番悩んだところじゃないかなと思うんですよ。言っていることと、本当に更生してくのかなというのと、その後につく人間がもうその人を更生させるためにはどれだけの努力が必要かなというのがちょっと見えなかった部分とかいろいろありましたんで、最終的にはどこら辺で落

ちつくのかなというのが皆さんの議論のあれだったと思いますけど、最終的にはこれに決まったとおりの判決になりましたから、皆さんそこら辺である程度理解してくれたんじゃないかなと思います。

(司会者)

立ち直りというか、薬物犯罪なので、更生の可能性みたいなところは結構問題になりましたか。

(1番)

最後はなりました。でも、本当証人に出てきた奥さんなんかでも、一部やっぱり手伝っていた部分があったんで、本人は知らないよというような言い方していたけど、やっぱり夫婦だったもんですから。だからそこら辺で本当に立ち直るのに手助けするのか、ダルクに入ってどうでこうでと言ったけど、そんなのって本当にできるのかどうか。その当時は本当そこら辺が一番ちょっと皆さんで話し合ったところだと思います。

(司会者)

ありがとうございました。量刑の評議について皆さんから率直な御意見をいただいたんですけども、検察官、弁護士から何か御質問とか確認されたい点があれば。いかがですか。どうぞ。

(弁護士)

弁護士の水上からちょっと伺いたいんですけども、今1番さんのお話にもあったように、皆様が取り扱われた事件が全てこういう犯行をしたことは間違いないという事件ですので、被告人が反省の言葉を述べたり、あるいは今後どうしますというようなことを述べられたと思います。そういうことを被告人が法廷で話したことに対する、話した内容に対する率直な印象とか感想と、あとそのことが評議のとき、あるいは自分の中で量刑を考えるときにどれくらい影響した、あるいは影響しなかった、そういったことをちょっと今思い出していただける範囲で伺えればと思います。

(司会者)

被告人質問で反省の姿勢を示すような供述をされた場合、その受けとめ方ということですかね。

(弁護士)

そうですね。個人によっても違うので。

(司会者)

1 番の方。

(1 番)

違うと思いますけど、私はでもちょっとやっぱり疑問を持ったのは、やっぱり身元引受人になる最後の奥さんとか、義理のお母さんというのも、義理のお母さんは文書でしか出てこなかったし、そこら辺がちょっと、本人はもう更生しますということを書いていたけど、そこら辺が一番微妙なところで。やっぱりそこら辺が証人として奥さんと呼んだこと自体がどういう意図だったのかなというのが分かりませんでしたけど。奥さんも第一密売にはちょっと一時加担していたんですから。人に渡すときに被告人が行けないから奥さんに持たして相手に渡したとか、そういうものがありましたんで。だから、そこら辺で、だからその法廷に呼ぶのにそこら辺がどうだったのかなというのがひっかかったところですよ。

(司会者)

被告人の述べること以外に、いろんな関係者の供述も踏まえて判断をされたということですかね。

(1 番)

そうですね。

(司会者)

ほかの方、被告人の事実を認めるとか反省をしているという供述をどういうふう
に受けとめられたとかという問題ですが、結構それを重く見た方もおられれば、信用できないという方もおられたかもしれませんけど、いかがですかね。

(4番)

我々評議する中でも、裁判官の方からは教えていただいたというか、ポイント、最初から執行猶予を付けるか、付けないかというのがポイントの裁判だったんで、ぱっと思ったのはやっぱり情状酌量の余地とかというような言葉って結構テレビで出るんで、そうなのかなと思ったんですけど、まず犯情で、プラスアルファが一般情状みたいな話だよというのはその評議をする中でも繰り返し教えていただいて、証拠とか事実とか、結果とか、そういったものについて結構フォーカスして議論をしました。どちらかというと、やっぱり犯情自体どうなのかというところにやっぱり力点を置いて弁護するべきですし、我々もそういうふうに判断していかなきゃいけないのかなというふうな考えを改めたというか、今回参加してよく分かったところですよ。

(司会者)

犯行の態様の危険性とか犯行の動機、経緯が意思決定としてどの程度非難できるかという、そういった犯情に関する事実が量刑の中心だと、そういう裁判官からの説明については御理解いただけたという感じですかね。

(4番)

そうです、はい。

(司会者)

それを踏まえた評議をすべきで、その中で被告人の反省についても位置付けるべきということですかね。

(4番)

はい。

(司会者)

ありがとうございました。あとはよろしいですかね、被告人の反省についてですが。6番の方、どうぞ。

(6番)

三日間被告人の方がずっと泣きながらずっと対応していたということで、表情、態度がそういうずっと続いていたという状況でしたので、多分皆さん被告人の言葉は信用していたと思います。ですから、どちらかというと言議でどうのこうのとかということよりも、ずっとその被告人の姿を三日間見て、多分同じような気持ちで判断したと思います。

(司会者)

被告人の述べること以外にもやっぱり被告人の動静とか、法廷での状況を目の当たりにして判断をされたと、そういうことですかね。

(6番)

そうですね。

(司会者)

ほかの方よろしいですかね。何か関連した質問ありますか、弁護士。

(弁護士)

結構です。

(司会者)

よろしいですか。検察官から量刑評議について何か確認されたい点とか、御質問でも。

(検察官)

検察官の加藤です。付箋を使う、あるいは紙に書くというようなちょっとお話を伺いまして、それは有利な、被告人にとって重いほうにする事情と刑罰を軽くするほうになる事情、それぞれ皆さん1項目ずつだけ挙げて付箋に書くとか、紙に書くとかというふうなやり方なんですか、それとも複数の事実を挙げるのでしょうか。

(4番)

我々がやったのは、一つだけに絞ってというよりも自分が気付いたこととか、公判の中で見聞きしたことからこれは重いものだというのを複数必要があれば挙げて、それをグルーピングして、結局自分が言っていることとほかの人が言っている

こととかぶっていれば同じだからということでグルーピングして、じゃトータルどうなんだろうということを議論する上でのツールなんで、数が多いから重たいとか、そういう話じゃなくて、この内容がこっちの軽くする事情と比べてどうなんだという議論の仕方をしたんで、あまり一つに絞ってというよりもそういうやり方をして意見を闘わせる、あるいは議論をするというきっかけとしてはすごくいいやり方だったというふうに考えています。

(司会者)

ほかに付箋を使われた、2番さんですかね、付箋に複数書く感じでしたか、それとも絞って書く感じでしたか。

(2番)

私も4番さんと多分近いと思うんですけども、一つを何か書くというわけではなくて、まずは何から話し合おうかというのを決めるのに皆付箋で気になった点、例えば凶悪性とか従属性とか、あとは共犯同士の関係性、正当防衛かどうかとか、そういったのをまず挙げていくというだけだったので、それが直接結果に結びついてはいないんじゃないかなと思います。

(検察官)

いろいろなグルーピングするに当たって挙げる事実、事情というのは、やはり検察官、あるいは弁護人が論告や弁論でメモに書いてある事情、いろいろ書いてあると思うんですが、やはりそれは結構ウエイト、参考にするウエイトとしては大きいものでしょうか。

(4番)

まさにそのとおりで、先ほど証拠に対してメモを書くというふうに、メモをしながらやっていたんですが、それをやっぱり見ながら、ああ、これってこうだったよね、あと裁判官の方が本当にうまく誘導していただいたのが、公判でしゃべられた事実、これが裁判の全てなんで、そこで話し合われた事実に基づいて議論しましょうというふうにうまくリードしていただけたんで、検察官の方とか弁護人の方がそ

の公判でしゃべっていただいたこと、あるいは証拠のところから全部メモを取れなかったんです。メモした部分からこれは重くする事実というか、ポイントだよねみたいなのところを挙げました。

(司会者)

論告や弁論のメモは結構重視されたということですかね。

(4番)

そうですね、はい。

(司会者)

2番の方いかがですか。付箋を貼るときに論告や弁論をどの程度重視されたかということですけど。

(2番)

私の事案でももう付箋に出てくる内容の9割以上が検察側か弁護側がポイントと挙げているところでした。でも、たまにそうではない、その方、その裁判員ならではの観点でというのも出てきたりもして、考え方の一つの参考として扱っていました。

(司会者)

4番さんとの関係で申し上げますと、その論告や弁論で触れられていること以外は書いちゃだめよという話ではなかったんですけど、結果的に重視されたということでもよろしいですかね。

(4番)

はい。

(司会者)

ありがとうございました。何か評議でありますか。

(裁判官)

1点だけちょっと伺いたいんですけど、量刑って自白でも否認の事件でも絶対に
有罪である限りは評議になるので、やっつけて毎回思うというか、ちょっと感じる

ところとして、量刑のいろいろな事情の中でどんな事情を重視するかとか、あるいは場合によってはそもそも何年ぐらいというその結論の部分というのが一番裁判員さんとか裁判官の場合結構ギャップがあると言っても過言じゃないのかなというのはちょっと感じていて、もちろん全然ギャップがなかったような事案とか、そういう方もおられるのかもしれないんですけど、その量刑の事情の中で重視すべき事情とか、あるいは結論の大体これぐらいかという感覚についてちょっとギャップを感じたなという方がおられたら、そのギャップが最終的に解消されたのかとか、それともそれは今でも残っていて、ちょっと正直納得できていない部分があるとか、疑問が解消し切れていないとかいう部分があったら是非率直な御意見をいただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

(司会者)

6 番の方。

(6 番)

執行猶予が5年ついたんですけれど、僕の中では3年から4年でも良かったかなというような気持ちもありました。今の状況では、病気のことも考えれば5年で良かったのかなという納得はあります。

(司会者)

最終的には、そのギャップというのは解消されたという感じですか。

(6 番)

そうですね。

(司会者)

ほかの方いかがですかね。なかなか難しいかもしれませんが。ギャップを感じられたか、それが最終的に残ったかどうかということですが。どうぞ、2番の方。

(2 番)

ギャップは最初ありました。人が一人亡くなっているという事実があって、それ

の加害者側である、加害者の一人で、裁判員たちの最初の何も知らない中での印象としては、人一人死んだから、もう本当に何十年とか、そういうイメージをしていたんですけども、実際事実を確認して、何か事案自体はひどい、凶悪な事案だけれども、事件は被告人の行動だけを考えるとそこまでじゃないですよというものが評議の中で最終的に皆の結論として出ていたので、ギャップはあったんですが、最終的には納得できたかなと思っています。

(司会者)

ほかの方がいかがですか。どうぞ、4番の方。

(4番)

まず、最初我々その量刑の相場観というのが全くないので、当然ギャップはあって、ああ、検察官はこういうふうに言われているんだなとか、弁護人はこういうふうに言われているんだな、すごくギャップ、幅があるねというのもあって、特に結果の重大性、やっぱり亡くなられた方がいるという事実、これを重視する方と、どちらかというとまだよく事情を知らないときの更生できるような、情状酌量みたいなところを重視される方もいれば、本当に意見も違うし、ギャップはありました。その中で、議論して、こういうポイントは重いねとかという定性的な議論というのはさっき言ったファシリテーションですごく収れんしていったんですけども、じゃ総体的な期日というか、年月みたいに決めるときは、やっぱり基準がなかったの、ここに書いてある量刑システムみたいなもので世間並みの相場観みたいなものをやっぱり参考にしました。この事件は結局態様として珍しい事案だったんですけども、あまり凶悪性のないような凶器というか、そういったものから比べれば、ほかの判決から比べればどうだよねみたいな比較をすることによって最終的には収れんできたので、その量刑というか、刑の重さを比較するときにはこういったシステムみたいなものがあると裁判ごとの何か独自性というか、突飛なことにならないような、公平を保てる仕組みという意味でこのシステムというのはすごく役に立って、我々としても腹落ちができたのかなというふうに思いました。

(司会者)

ありがとうございます。そのほか何かありますかね、ギャップについて。ギャップがあったかなかったか、解消できたかどうかという点についてですけれども。よろしいですか。どうもありがとうございました。すみません、もっといろいろお話を伺いたいところなんですけど、そろそろ終了時間も近づいてきたということで。検察官、弁護人もよろしいですか。

(検察官・弁護士)

はい。

(司会者)

裁判員経験者の方で言い忘れたけれど、これを是非言っておきたいというのがありますか。よろしいですか。もう一つ。刑を決めるときいきなり最終意見で評決するという話じゃなくて、何回か中間評決をすることが多いと思うんですけど、その仕組みについては皆さんどんな感じでしたかね。一発で決めるんじゃないで、何回か中間評決はするというやり方。5番さん、いかがでしたかね、そういうやり方について。

(5番)

私としては良かったと思います。急に一発で決めるよりも、一旦中間で絞って、大体すり合わせを行って結果に持っていくという方法は、私としては良かったかなと思いました。

(司会者)

ほかの方は、皆さんそんな感じでしたかね。

(1番)

我々もそういう感じでしたから。だから、最初は皆やっぱり開きがあるんですけど、話し合ってきて最終評決をすると落ち着く、これはいいと思います。いきなりやっても皆さんやっぱり違うと思いますし。

(司会者)

中間評決した後も、その評決の結果を踏まえていろいろ議論したり、その上で煮詰まったときに最終評決って、そんな感じでしたかね、皆さんね。

(1番)

ええ。

(司会者)

ありがとうございます。それでは、最後に皆さんからこれから裁判員になられる方に対するエールとかメッセージがあればと思っております。1番の方から何か、ありますか。

(1番)

これとってないんですけど、我々が裁判員をやっている期間というのが割と短い人ばかりだったんで、これからやる人は長いときにはやっぱり半年ぐらい掛かった事例もあるということなので、我々の立場からするとやっぱり皆職を持っている方とか、そういう形があればやっぱりそこら辺は考慮していただきたいなと思う。私なんかもう五日だかそこら辺ぐらいで終わったんですけど、長いとやっぱりそういうのがありますから、それだけの期間を会社側がちゃんと面倒見てくれるかどうかというのがありますし、途中で投げ出すわけにもいかないと思いますので、そこら辺はちょっと事例に基づいてちょっと判断して、選べるのなら選んでもらったのがいいかなという気がします。これは長引きそうなあれだとちょっと裁判員裁判じゃなくてという形で。それはあると思いますけど。

(司会者)

それぞれの御事情を十分踏まえて、長期間の審理の場合にはもちろんそういった事情に問題がない方を当然選ぶということになるかとは思いますが。

(1番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。2番の方いかがですか。これから裁判員になられる方に

対するエールとかメッセージがあれば。

(2番)

確かに仕事の調整とかはその人にも負担が掛かるとは思うんですけども、本当に当たらないとできないというか、すごく貴重な経験だと思いますし、私の周りとか、あと出前講義も来ていただいたんですけども、会社の人も皆もうやりたいからどうすればいいんだろうということを言っているぐらいなので、もし選ばれたときにはいいチャンスだと思って、おもしろいと思うので、楽しむという言い方はよくないかもしれないですけども、やっていただけたらいいんじゃないかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。出前講義というのは、裁判員制度の広報のために裁判員を経験された方と実際に審理担当した裁判官がコンビになって、その裁判員の勤務先等に訪問させていただいて、実際の感想を言っていただくというような広報活動ということですね。その際に御苦勞いただいたということですね。ありがとうございました。それでは、3番の方いかがですかね。

(3番)

私は、なりたいと思ってなったわけではなくて、ならないと思って来たらなったというタイプなんですけど、やってみてとても良かったし、考え方が広くなりましたし、様々な人の意見が本当にそれぞれ違うことで、自分のごく普通の人間だから、自分の意見を言ってもしょうがないんじゃないかって思うことまできちんと聞いてくださったのはとても良かったので、機会があればやってみてほしいなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。4番の方、よろしくお願いします。

(4番)

これからもし裁判員に選出される、あるいは補充裁判員に選出される機会があれば、是非積極的に参加された方がいいと思います。公判とか傍聴をしている受け取り方と実際に裁判員として裁判に関わったところだと、さっき言ったブラックボッ

クスの部分が見えてくるので、非常によく仕組みが分かるし、裁判に対する安心感
というか、信頼感というか、こういったところをしっかりと議論するんだなという
ことを実感として分かるし、すごく身近に感じられるので、貴重な経験ですから、
是非参加されるということをお勧めしたいと思います。

(司会者)

ありがとうございました。では、5番の方、よろしくお願いします。

(5番)

ふだんの生活では得られない貴重な人生経験が積めると私は思っています。他人
の人生をこんなに垣間見ることはないと思うので、自分の人生を見詰め直すきっか
けにもなるのではないかと思います。年齢、職業、立場の異なる人々がチーム一丸
となって一つの事件について話し合う行程、こちらについてはふだんの仕事ですと
か学業にきつと役立つ経験となると思っています。以上です。

(司会者)

ありがとうございました。6番の方、お願いします。

(6番)

是非機会があれば積極的にやってほしいと思います。やっぱり自分の成長のため、
それから世の中のために少しでも力になれるのではないかなというふうには考えて
います。でも、やっぱり事件の内容によって自分がどういうふうにか感じたりとか感
じたりするかどうかというところが一番大切な部分なので、そういう真剣に考えるとい
うような機会ができるということは非常に本人にとっていいことだなというふう
に思っています。以上です。

(司会者)

ありがとうございました。皆さんには、長時間にわたって率直な御意見、頂戴し
まして、ありがとうございました。皆様から頂戴した御意見を踏まえて、より一層
裁判員裁判がよいものになるようにこれから尽力していきたいと思
います。それ
では、以上で裁判員経験者の皆さんとの意見交換会を終了させていただきたいと思

ます。本日は，誠にありがとうございました。

以 上